

10月の無料相談

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	14日(水) 13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	15日(木) 13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	9日(金) 13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)	
土地家屋調査士相談	7日(水) 13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	21日(水) 13:30~15:30	ながみね (☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)	
税務相談	6日・13日・20日(火) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	水・金曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センター「さくらんぼ」(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センター「ほか」(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~日曜日 10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日(水曜日は弁護士相談) 9:00~16:45(13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所(☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日 8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	1日・15日(木) 15:00~16:30	まちなか交流ステーション「ほっとOne」(☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	20日(火) 10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	16日(金) 14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(老人精神)	6日(火) 14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター(☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	10日(土) 10:00~15:00		
	法律相談*	9日・23日(金) 13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	DVヘルプライン(電話相談)	22日(木) 13:30~15:30	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと

※9月24日までは男女共同参画センターで受け付けます。

身に覚えがないメールが届いたら...

消費生活センターから

☎823-3928

《事例1》

携帯電話の番号宛にメールが届き、「無料サイトに登録後、無料期間が過ぎ有料になったのに退会手続きをしていないので料金が発生している。至急連絡しないと法的手続きに入る」と書かれている。無料のサイトに登録したことはあるかもしれない。連絡先の電話番号にかけて確かめたほうがよいか。

《事例2》

スマートフォンに、アダルトサイトの利用料が未納だとメールが来た。以前アダルトサイトで急に登録になってしまい、料金請求画面が出たことがある。何もせずに画面を消してそのままにしていたので心配だ。

全く根拠のない架空請求が横行しています。何らかの方法で入手したアドレスや、文字を組み合わせて

作ったアドレス、または数字を組み合わせて作った電話番号宛に無作為に送りつけ、「自宅に回収に行く」「勤務先を調査する」「給料を差押える」「法的手続きに入る」など不安をあおるような脅し文句が書いてあります。弁護士名や法律事務所名で請求してくる場合もあります。電話をかけると、法外な料金を請求されたり、既に訴訟になっているなどと不安をあおられ、訴訟を取り下げるための弁護士費用などを請求されることもあります。

両方の事例とも、無作為に送りつけてくる架空請求と考えられます。対処法は、脅し文句にひるまず、根拠のない請求には絶対に応じないことです。連絡などは一切取らずに無視してください。

事例のようなメールが届き、判断に迷ったり、不安な場合は、支払う前に消費生活センターに相談してください。